農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程

令和2年4月1日(最終改正:令和2年12月21日) 財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「法」という。)、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「主務省令」という。)及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年農林水産省令第22号)の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録認定機関の登録に係る手続を次のとおり定める。

第1 輸出証明書の発行に関する手続

- 1 主務大臣による輸出証明書の発行
- (1) 法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、 農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定 めるとおりとする。(主務省令第3条関係)
- (2) 主務大臣は、法第38条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3)主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事等による輸出証明書の発行
- (1) 法第 15 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 5 条関係)
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第38条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式1により、遅滞

なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第36条関係)

3 主務大臣

法第15条第1項(輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。)及び第38条(輸出証明書の発行に関する事項に限る。)における主務大臣は、別表1及び別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第2 適合区域の指定に関する手続

1 主務大臣による適合区域の指定

法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその 定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水 産物又は食品の種類ごとに、別表 1 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおり とする。(主務省令第 8 条及び第 11 条関係)

- 2 都道府県知事等による適合区域の指定
- (1) 法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第 4 項の規定に基づく指定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 10 条及び第 11 条関係)
- (2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を 行った場合は、法第16条第5項の規定に基づき、別添様式2により、1か月以内に主 務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定め られた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第12条関係)

3 主務大臣

法第16条(適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。)における主務大臣は、別表1及び別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第3 適合施設の認定に関する手続

- 1 主務大臣による適合施設の認定
- (1) 法第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき主務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農

林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第14条及び第19条関係)

- (2) 主務大臣は、法第38条第1項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3)主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事等による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 16 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第38条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3) 都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。
- (4) 都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6項(法第 38 条第 6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 20 条関係)

3 登録認定機関による適合施設の認定

- (1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 3 に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第 18 条及び第 19 条関係)
- (2) 主務大臣は、法第38条第1項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。
- (3)登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第17条第6項の規定に基づき、別添様式3により、1か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当

該様式等を用いること。(主務省令第20条関係)

4 主務大臣

法第17条(適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。)及び第38条(適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。)における主務大臣は、別表1、別表2及び別表3の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)

第4 登録認定機関の登録等に関する手続

法第5章第2節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行 うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の 業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手続に関する事項は、別添に定める とおりとする。(主務省令第22条から第32条まで関係)

第5 留意事項

主務大臣及び都道府県知事等は、法第11条から第13条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手続の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。

第6 改正手続

- 1 別表1から別表3までに掲げる別紙の規定については、当該別紙ごとにそれぞれ定める主務大臣及び農林水産大臣が改正することができるものとする。
- 2 別表 1 から別表 3 まで、別紙リスト及び別添の規定については、農林水産大臣が単独 で改正することができるものとする。

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市 若しくは特別区の長

輸出証明書の取消しの報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第36条の規定に基づき、下記のとおり輸出証明書の取消しについて報告します。

記

輸出証明	輸出先国	農林水産	輸出証明書	の発行及び	取消しの理由
書の種類		物又は食	その取消しを受けた者		
		品の種類	名称	住所	

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市 若しくは特別区長の長

適合区域の 〔 指定・取消し・変更 〕の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第16条第5項の規定に基づき、下記のとおり適合区域の〔指定・取消し・変更〕について報告します。

記

区域名称	番号	住所	指定日•取消	取消し又は変更
			し日・変更日	の理由*

^{*}取消し又は変更の場合に記入すること。

(注)必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

厚生労働大臣

農林水産大臣

都道府県知事又は保健所設置市若しくは 特別区の長

登録認定機関の氏名(法人の場合にあって は登録認定機関の名称及び代表者の氏名)

適合施設の 〔 認定・取消し 〕の報告について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第6項(第38条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり適合施設の[認定・取消し]について報告します。

記

申請者の氏名及び住所	施設の名称及び	認定番号	認定日・取	取消しの理由*
(法人にあってはその	所在地		消し日	
名称及び所在地)				

^{*}取消しの場合に記入すること。

(注)必要に応じ、表の幅を調整して差し支えない。

(別表1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。 (凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
アメリカ合衆国	食肉(別紙US-A1)(厚)	_	食肉(別紙US-A1)(厚)
	-	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品 (別紙US-S3)(農)	-	-
アルゼンチン	-	-	食肉(別紙AR-A1)(厚)
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	_	水産食品 (別紙IN-S1) (厚)
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉 (別紙IN-F1) (農)	_	_
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)		水産食品(別紙ID-S1)(農)
ウルグアイ	-	_	食肉(別紙UY-A1)(厚)
英国	水産食品(別紙EU-S1)(農)	_	-
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
	_	_	ペットフード等(別紙EU-F1)(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
欧州連合	-	-	食肉(別紙EU-A1)(厚)
	_	_	食肉製品、乳製品、殼付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)
	-	_	ゼラチン・コラーゲン (別紙EU-A4) (厚)
	水産食品(別紙EU-S1)(農)	水産食品 (別紙EU-S1) (農)	水産食品(別紙EU-S1)(農)(厚)
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
	-	_	ペットフード等 (別紙EU-F1)(農)
オーストラリア	_	_	食肉(別紙AU-A1)(厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
カナダ	牛肉(別紙CA-A1)(厚)	_	牛肉(別紙CA-A1)(厚)
シンガポール	-	_	食肉(別紙SG-A1)(厚)
	_	_	食肉製品等 (別紙SG-A2、ZZ-A1) (厚)
	-	_	家きん卵製品 (レトルト食品及び缶詰) (別紙SG-A4) (厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	-
スイス	水産食品 (別紙EU-S1) (農)	_	_
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	-
タイ	-	_	豚肉(別紙TH-A2)(厚)
	-	_	青果物(別紙TH-P1)(農)
大韓民国	水産食品 (別紙KR-S1) (厚)	_	水産食品(別紙KR-S1)(厚)
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
台湾	-	_	牛肉(別紙TW-A1)(厚)
	_	_	食肉製品(別紙TW-A3、ZZ-A1)(厚)
	貝類(別紙TW-S1)(農)(厚)	_	_
中華人民共和国	水産食品 (別紙CN-S1) (厚)	_	水産食品(別紙CN-S1)(厚)
	活水産物 (別紙CN-S2) (農)	_	_
	さけ類 (別紙CN-S3) (農)	_	_
	たばこ (別紙CN-L1) (財)	_	_
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
ナイジェリア	水産食品 (別紙NG-S1) (農)	_	水産食品 (別紙NG-S1) (農)
ニュージーランド	二枚貝(別紙NZ-S1)(農)	_	_
ノルウェー	水産食品 (別紙EU-S1) (農)	_	_
ブラジル	-	_	牛肉(別紙BR-A1)(厚)
	水産食品(別紙BR-S1)(厚)	_	水産食品(別紙BR-S1)(厚)
	水産食品(別紙BR-S2)(農)	_	_
	清涼飲料水(別紙BR-V1)(農)	_	_
	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_
ベトナム	水産食品 (別紙VN-S1) (厚)		
香港	牛肉(別紙HK-A1)(厚)	_	牛肉(別紙HK-A1)(厚)
メキシコ	水産食品 (別紙MX-S1) (厚)	_	_
ロシア	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	_	_

	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
まぐろ類条約等加 盟国	まぐろ類 (別紙ZZ-S2) (農)	_	_
南極海洋生物資源 管理委員会締約国	めろ(別紙ZZ-S3)(農)	_	_
複数国向け	輸出証明書発給システム (ZZ-01) (農)	_	_
	放射性物質関連(ZZ-02)(農)	_	_
	自由販売証明(食品)(別紙ZZ-01、 ZZ-03)	_	_
	政府間の取り決めによらない輸出食品(別紙ZZ-04) (厚)		
	自由販売証明(飼料等)(別紙ZZ- 01、ZZ-F1)	_	_
	第三国由来水産動物等(別紙ZZ-S5) (農)	_	_
	試験研究用水産動物(別紙ZZ-S6) (農)	_	_

(別表2)都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。 (凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
アメリカ合衆国	_	_	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	_	_
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
アラブ首長国連邦	牛肉(別紙AE-A1)(厚)	_	牛肉(別紙AE-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
アルゼンチン	食肉(別紙AR-A1)(厚)	_	_
アルメニア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
イスラエル	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	-	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
インドネシア	牛肉(別紙ID-A1)(厚)	_	牛肉(別紙ID-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ウクライナ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ウルグアイ	食肉(別紙UY-A1)(厚)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
英国	食肉(別紙EU-A1)(厚)	-	_
	ケーシング(別紙EU-A2)(厚)	-	_
	食肉製品、乳製品、殼付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)	_	-
	ゼラチン・コラーゲン (別紙EU-A4) (厚)	-	-
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-2、6-2	_	_
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
欧州連合	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	ケーシング(別紙EU-A2)(厚)	-	ケーシング(別紙EU-A2)(厚)
	食肉製品、乳製品、殼付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)	_	_
	ゼラチン・コラーゲン (別紙EU-A4) (厚)	_	_
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-2、6-2	水産食品(別紙EU-S1)(農) 9	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-1、6-1-1、7-1
	水産物(別紙EU-S2)(農)	_	_
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	-	-
オーストラリア	食肉(別紙AU-A1)(厚)	-	_
カザフスタン	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
カタール	食肉(別紙QA-A1)(厚)	_	食肉(別紙QA-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ−S4)(農)	_	_
カナダ	水産動物等(別紙CA-S1)(農)	_	_
カンボジア	錦鯉(別紙ZZ−S4)(農)	_	_
キルギス	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
サウジアラビア	牛肉(別紙SA-A1)(厚)	_	牛肉(別紙SA-A1)(厚)
シンガポール	食肉(別紙SG-A1)(厚)	_	_
	食肉製品等(別紙SG-A2)(厚)	_	_
	家きん肉、家きん肉製品及び家きん 卵製品 (別紙SG-A3) (厚)	_	家きん肉、家きん肉製品及び家きん 卵製品 (別紙SG-A3) (厚)
	家きん卵製品 (レトルト食品及び缶詰) (別紙SG-A4) (厚)	_	_
	水産食品(別紙SG-S1)(厚)(農)	_	_
	錦鯉(別紙ZZ−S4)(農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_
スイス	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-2、6-2	_	_
	錦鯉(別紙ZZ−S4)(農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
スリランカ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
タイ	牛肉(別紙TH-A1)(厚)	_	牛肉(別紙TH-A1)(厚)
	豚肉(別紙TH-A2)(厚)	_	_
	_	_	青果物(別紙TH-P2)(農)
	錦鯉(別紙ZZ−S4)(農)	_	_
大韓民国	-	_	殻付き家きん卵(別紙KR-A1)(厚)
	-	_	畜産加工品(別紙KR-A2)(厚)
	水産動物等(別紙KR-S2)(農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_
台湾	牛肉(別紙TW-A1)(厚)	_	_
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品(別紙TW-A2)(厚)	_	_
	食肉製品(別紙TW-A3)(厚)		
	貝類(別紙TW-S1)(厚)(農)	_	_
	水産動物等(別紙TW-S2)(農)	_	_
	水産物 (ZZ-S1) (農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
中華人民共和国	乳及び乳製品(別紙CN-A1)(厚)	_	_
	水産食品(別紙CN-S1)(厚)	_	水産食品(別紙CN-S1)(厚)
	活水産物(別紙CN-S2)(農)		_
	さけ類(別紙CN-S3)(農)		
	水産物(別紙ZZ-S1)(農)		
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)		_
トルコ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)		_
ナイジェリア	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ニュージーランド	牛肉(別紙NZ-A1)(厚)	_	_
	二枚貝(別紙NZ-S1)(厚)	_	_
ノルウェー	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	_
	水産食品 (別紙EU-S1) (厚)(農) 5-2、6-2	_	_
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
バーレーン	牛肉(別紙BH-A1)(厚)	_	牛肉(別紙BH-A1)(厚)
フィリピン	牛肉(別紙PH-A1)(厚)		牛肉(別紙PH-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
ブラジル	牛肉(別紙BR-A1)(厚)	_	_
	水産食品(別紙BR-S2)(農)	_	_
ブルネイダルサ ラーム	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ベトナム	食鳥肉(別紙VN-A1)(厚)	_	食鳥肉(別紙VN-A1)(厚)
	食肉(別紙VN-A2)(厚)	_	食肉(別紙VN-A2)(厚)
	水産食品 (別紙VN-S1) (厚)	_	水産食品(別紙VN-S1)(農)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
ベラルーシ	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
ペルー	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
香港	食肉(別紙HK-A2)(厚)	_	食肉(別紙HK-A2)(厚)
	_	_	殻付き家きん卵及び卵製品 (別紙HK-A3) (厚)
	アイスクリーム類等 (別紙HK-A4) (厚)	_	_
	乳、乳飲料、クリーム (別紙HK-A5) (厚)	_	_
	モクズガニ (別紙HK-S1) (農)	_	_

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
マカオ	牛肉(別紙MO-A1)(厚)	_	牛肉(別紙MO-A1)(厚)
	豚肉(別紙MO-A2)(厚)	_	_
	家きん肉 (別紙MO-A3) (厚)	_	家きん肉 (別紙MO-A3) (厚)
マレーシア	牛肉(別紙MY-A1)(厚)		牛肉(別紙MY-A1)(厚)
	畜水産食品 (別紙MY-S1) (厚)	_	-
	錦鯉 (別紙ZZ-S4) (農)	_	-
南アフリカ共和国	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)		-
ミャンマー	牛肉(別紙MM-A1)(厚)	_	牛肉(別紙MM-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
メキシコ	牛肉(別紙MX-A1)(厚)	_	_
	水産食品(別紙MX-S1)(厚)	_	_
モーリシャス	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
モロッコ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	_	_
リヒテンシュタイ ン	食肉(別紙EU-A1)(厚)	_	-
ロシア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	_	_
まぐろ類条約等加 盟国	まぐろ類(別紙ZZ-S2)(農)	_	_

(別表3) 登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。 (凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係):財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	適合施設の認定(法第17条第3項)
アメリカ合衆国	水産食品(別紙US-S2)(農)
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)(厚)
ウクライナ	水産食品(別紙UA-S1)(農)(厚)
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料(別紙AU-S1)(農)
タイ	青果物(別紙TH-P3)(農)
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)(厚)
ブラジル	水産食品(別紙BR-S1)(農)(厚)
ロシア	水産食品(別紙RU-S1)(農)(厚)

	別紙番号	名称
アメリカ合衆国	US-A1	アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱
アメリカ合衆国	US-A1-1	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設における牛肉からの腸管出血性大腸菌 O26、O45、O103、O111、O121、O145 及び O157 の検査法について
アメリカ合衆国	US-S1	アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱
アメリカ合衆国	US-S2	アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱(登録認定機関)
アメリカ合衆国	US-S3	アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱
アラブ首長国連邦	AE-A1	アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の取扱要綱
アルゼンチン	AR-A1	アルゼンチン向け輸出食肉の取扱要綱
アルゼンチン	AR-A1-1	アルゼンチン向け輸出食肉の製品登録番号の申請方法について
インド	IN-S1	インド向け輸出水産食品の取扱要綱
インド	IN-F1	インド向け輸出養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の取扱要綱
インドネシア	ID-A1	インドネシア向け輸出牛肉の取扱要綱
インドネシア	ID-S1	インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱
ウクライナ	UA-S1	ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱
ウルグアイ	UY-A1	ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱
欧州連合	EU-A1	英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
欧州連合	EU-A2	英国及び欧州連合向け輸出ケーシングの取扱要綱
欧州連合	EU-A3	英国及び欧州連合向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱
欧州連合	EU-A4	英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱
欧州連合	EU-S1	英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱
欧州連合	EU-S1-1	英国及び欧州連合向け輸出生食用生鮮養殖クロマグロの寄生虫管理に関する基準
欧州連合	EU-S2	英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱
欧州連合	EU-F1	英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱
オーストラリア	AU-A1	オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱
オーストラリア	AU-S1	オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱
カタール	QA-A1	カタール向け輸出牛肉の取扱要綱
カナダ	CA-A1	カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱
カナダ	CA-S1	カナダ向け輸出水産動物等の取扱要綱
サウジアラビア	SA-A1	サウジアラビア向け輸出牛肉の取扱要綱
シンガポール	SG-A1	シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱
シンガポール	SG-A2	シンガポール向け輸出食肉製品等の取扱要綱

	別紙番号	名称
シンガポール	SG-A3	シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱
シンガポール	SG-A4	シンガポール向け輸出家きん卵製品(レトルト食品及び缶詰)の取扱要綱
シンガポール	SG-S1	シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱
タイ	TH-A1	タイ向け輸出牛肉の取扱要綱
タイ	TH-A2	タイ向け輸出豚肉の取扱要綱
タイ	TH-P1	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(国)
タイ	TH-P2	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(都道府県向け)
タイ	TH-P3	タイ向け輸出青果物の取扱要綱(登録認定機関)
大韓民国	KR-A1	大韓民国向け輸出殻付き家きん卵の取扱要綱
大韓民国	KR-A2	大韓民国向け輸出畜産加工品の取扱要綱
大韓民国	KR-S1	大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱
大韓民国	KR-S2	大韓民国向け輸出水産動物等の取扱要綱
タイワン	TW-A1	台湾向け輸出牛肉の取扱要綱
タイワン	TW-A1-1	台湾向け輸出牛肉の外装表示について
タイワン	TW-A2	台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱

	別紙番号	名称
タイワン	TW-A3	台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱
タイワン	TW-S1	台湾向け輸出貝類の取扱要綱
タイワン	TW-S2	台湾向け輸出水産動物等の取扱要綱
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-A1	中華人民共和国向け輸出乳及び乳製品の取扱要綱
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-S1	中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-S1-1	中華人民共和国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-S2	中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-S3	中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱
チュウカジンミンキョ ウワコク	CN-L1	中華人民共和国向け輸出たばこの取扱要綱
ナイジェリア	NG-S1	ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要綱
ニュージーランド	NZ-A1	ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱
ニュージーランド	NZ-S1	ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱
バーレーン	BH-A1	バーレーン向け輸出牛肉の取扱要綱
フィリピン	PH-A1	フィリピン向け輸出牛肉の取扱要綱
ブラジル	BR-A1	ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
ブラジル	BR-A1-1	ブラジル向け輸出牛肉の登録手続について
ブラジル	BR-S1	ブラジル向け輸出水産食品(食品衛生)の取扱要綱
ブラジル	BR-S2	ブラジル向け輸出水産食品(動物衛生)の取扱要綱
ブラジル	BR-V1	ブラジル向け輸出清涼飲料水等の取扱要綱
ベトナム	VN-A1	ベトナム向け輸出食鳥肉の取扱要綱
ベトナム	VN-A2	ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱
ベトナム	VN-S1	ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱
ベトナム	VN-S1-1	ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて
香港	HK-A1	香港向け輸出牛肉の取扱要綱
香港	HK-A2	香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱
香港	HK-A3	香港向け輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱
香港	HK-A4	香港向け輸出アイスクリーム類等の取扱要綱
香港	HK-A5	香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームの取扱要綱
香港	HK-S1	香港向け輸出モクズガニの取扱要綱
マカオ	MO-A1	マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱

	別紙番号	名称
マカオ	MO-A2	マカオ向け輸出豚肉の取扱要綱
マカオ	мо-Аз	マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱
マレーシア	MY-A1	マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱
マレーシア	MY-S1	マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱
ミャンマー	MM-A1	ミャンマー向け輸出牛肉の取扱要綱
メキシコ	MX-A1	メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱
メキシコ	MX-S1	メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱
ロシア	RU-A1	ロシア等向け輸出牛肉の取扱要綱
ロシア	RU-S1	ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-L1	酒類に関する輸出証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-A1	輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポール及び台湾向け)
ン フクスウコク	ZZ-01	輸出証明書発給システムについて
ン フクスウコク	ZZ-O2	食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-O3	輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-04	政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱

	別紙番号	名称
ン フクスウコク	ZZ-F1	輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-S1	輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱
ン フクスウコク	ZZ-S2	まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S3	めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S4	輸出錦鯉の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S5	第三国由来輸出水産動物等の取扱要綱
ン フクスウコク	ZZ-S6	試験研究用輸出水産動物の取扱要綱

登録認定機関の登録等に関する手続

法第5章第2節に規定する登録認定機関の登録等の手続に関する事項について、以下のと おり定める。(主務省令第22条から第30条まで関係)

第1 登録認定機関の登録及び更新の申請

1 登録の申請

法第 18 条第 1 項の規定に基づき登録認定機関の登録を受けようとする者は、別添様式 1 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。(主務省令第 22 条関係)

2 登録の更新の申請

法第 21 条の規定に基づき登録認定機関の登録の更新を受けようとする場合は、別添様式 2 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。(主務省令第 26 条関係)

3 申請の区分

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る業務の内容及び施設認定農林 水産物等の種類ごとに行うものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、当該者が実際に認定を行うことを予定している適合施設に係るものを選択し、農林水産大臣に申し出るものとする。

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2 - V	適合施設の認定及びその定期的な	タイに輸出される農産物
	確認(残留物質等検査を伴うもの	
	を除く。)を行うもの(主務省令第	
	22条第1項第1号第口)	
2 - S	適合施設の認定及びその定期的な	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクラ
	確認(残留物質等検査を伴うもの	イナ、欧州連合の構成国、オーストラリ
	を除く。)を行うもの(主務省令第	ア、ナイジェリア、ブラジル又はロシア
	22条第1項第1号第口)	に輸出される水産物
3 - A	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カ
	質等検査に関するものに限る。)を	ナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、
	行うもの(主務省令第22条第1項	オーストラリア、ニュージーランドに輸
	第1号第八)	出される畜産物

3-S 適合施設の定期的な確認 (残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)

適合施設の定期的な確認 (残留物 | 欧州連合の構成国に輸出される水産物

4 添付書類

登録又はその更新の申請における添付書類は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。

なお、更新の申請においては、登録の申請時に農林水産大臣に提出された内容から変 更がない書類については、その旨を記載した場合は、当該書類の添付を要しないものと する。

- (1) 適合施設の認定及びその定期的な確認(イ及びウ並びに第2において「認定等」という。)(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 次の事項を記載した書類
 - ① 認定等に関する業務を行う組織に関する事項
 - ② 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定等に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか認定等に関する業務の実施方法に関する事項
 - ④ 認定等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
 - ⑤ 認定等に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績 ウ 認定等に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務 内容の健全性に関する事項を記載した書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
 - オ 主要な株主の構成(当該株主が法第20条第1項第2号に規定する取扱業者である場合には、その旨を含む。)を記載した書類
 - カ 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類
- (2) 適合施設の定期的な確認 (残留物質等検査に関するものに限る。) を行うもの (主 務省令第22条第1項第1号第ハ)
 - ア (1) に掲げる書類(ウ及びエを除く。)
 - イ 次の事項を記載した書類
 - ① 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準 (ISO/IEC 17025) に適合していることについて、第三者による認定を取得していることを証明する書類
 - ② 適合施設の確認業務において、輸出先国の政府機関が求める残留物質等検査を行う能力を有することを証明する書類。

第2 登録認定機関の業務を適確に行うための基準

認定等を適確に行うために必要な基準は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。(主務省令第24条関係)

- (1) 認定等(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1 項第1号第ロ) 次に掲げる基準のすべてに適合していること
 - ア 公平な認定等の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に認定等を行うために 必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること
 - イ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること
 - ウ 認定等に必要な能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持 向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること
 - エ 適確に認定等に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること
 - オ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な監査、文書管理その他の業務管理 体制を有すること
 - カ 認定等の業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること
- (2) 適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主 務省令第22条第1項第1号第ハ関係) 次に掲げる基準のすべてに適合している こと
 - ア 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準 (ISO/IEC 17025) に適合していること
 - イ 適合施設の確認業務において、残留物質等検査を行う能力を有すること
 - ウ 適合施設の確認業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承 が得られていること

第3 登録免許税の納付

- 1 農林水産大臣は、登録認定機関の登録を受けようとする者が第2に掲げる基準に適合 していると認められたとき(輸出先国の了承が必要な場合にあっては、当該了承が得ら れたとき)は、遅滞なく、当該登録を受けようとする者に対してその旨を通知する。
- 2 1の通知を受けた登録を受けようとする者は、登録免許税(9万円)を日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署に納付し、その領収印が入った領収書を農林水産省に提出するものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の提出が確認され次第、遅滞なく登録を行うものとする。

第4 登録台帳への記載

法第 20 条第 2 項の登録台帳は、別添様式 3 によるものとする。(主務省令第 25 条関係)

第5 申請書の添付書類記載事項の変更の届出

第1の4の(1)のイ(⑤を除く。)、オ若しくはカ又は第1の4の(2)のイの①に掲げる書類に変更があったときは、遅滞なく、別添様式4又は5による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

第6 登録認定機関の地位の承継の届出

法第 22 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、別添様式 6 による届出書に 登録認定機関の地位を承継したことを証明する書面を添えて、センターを経由して、農 林水産大臣に提出するものとする。

第7 登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準

法第 23 条第 2 項に規定する適合施設の認定又はその定期的な確認(以下「認定等」という。)に関する業務の方法に関する基準は、以下のとおりとする。(主務省令第 28 条関係)

- (1) 認定等の実施方法に関する基準
 - ア 認定等をしようとするときは、当該認定等に係る施設が、法第17条第1項の認 定要件に適合することを審査するものとする。また、認定したときは、当該認定 等に係る施設が、法及び主務省令、その他の国が定める規程等に基づき適切に 運営されることを確実にすること。
 - イ 認定の申請者又はその業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は 管理人の定めのあるものにあっては、申請者又はその代表者若しくは管理人) が次のいずれかに該当するときは、認定をしないこと。
 - ① 法第17条第1項から第3項までの認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
 - ② 法第17条第1項から第3項までの認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る者の業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)であった者でその取消しの日から1年を経過しないもの
- (2)施設の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準
 - ア 認定等に係る施設が法第 17 条第1項の認定要件に適合しなくなったとき又は 適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、認定施設設置者等に対し、当該 認定等の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。
 - イ 認定施設設置者等に対してアの規定による請求をする場合において、当該認定 施設設置者等が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないとき は、当該認定施設設置者等に対し、当該認定施設設置者等が当該請求に係る措置 を講ずるまでの間、輸出に関する業務(当該請求に係るものに限る。)を停止する

ことを請求すること。

- ウ 認定施設設置者等がア又はイに従わないときは、認定の取消しその他の適切な 措置を講ずること。
- エ 認定施設設置者等に係る認定の取消しをしようとするときは、その1週間前までに当該認定施設設置者等にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

第8 登録認定機関の事業所の変更の届出

法第 24 条第 1 項の規定による事業所の所在地の変更の届出をしようとする登録認定機関は、別添様式 7 による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

第9 登録認定機関の業務規程

1 業務規程に規定する事項について

登録認定機関は、以下の事項を規定した業務規程を作成するものとする。(主務省令 第 29 条関係)

- ア 認定等の実施方法(主務省令第 22 条第1項第1号第八の残留物質等検査を行う場合にあっては、検査の種類(対象物質及び品目)に関する事項を含む。)、認定の取消しの実施方法その他の認定等に関する業務の実施方法に関する事項
- イ 認定等に関する手数料の算定方法に関する事項
- ウ 法20条第2項各号及び主務省令第25条第2項に掲げる事項
- エ 認定等に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
- オ 認定等に関する業務を行う組織に関する事項
- カ 認定等に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項
- キ 認定等に関する業務の公正な実施のために必要な事項
- ク その他認定等に関する業務に関し必要な事項
- 2 業務規程の届出について

法第 25 条第1項前段の規定により業務規程の届出をする場合は、別添様式8による届出書(法第 25 条第1項後段の規定により業務規程の変更の届出をする場合は、別添様式9による届出書)に業務規程正副2通を添えて、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

第10 登録認定機関の業務の休廃止の届出

業務の廃止をしようとする登録認定機関は、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添様式 10 による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。 (主務省令第 30 条関係)

第11 登録認定機関に対する報告の徴収等

- 1 農林水産大臣は、法第39条第1項の規定に基づき、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行うことができる。
- 2 センターは、農林水産大臣から指示があった場合は、法第40条第1項の規定に基づき、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行わなければならない。

農林水産大臣 殿

申請者名住 所代表者氏名

登録認定機関 登録申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、登録認定機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定等を行おうとする区分
- 2 認定等を行うことを予定している輸出先国
- 3 法第19条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 4 認定等を行う事業所の所在地

事 業 所 名	所 在 地

- 備考 1 「1 認定等を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、 「2 認定等を行うことを予定している輸出先国」には、別添の表に掲げる施 設認定農林水産物等の種類のうち、実際に認定等を行うことを予定している適 合施設に係るものの輸出先国を記載すること。
 - 2 「登録認定機関の登録等に関する手続」第1の4に掲げる書類を添付すること。

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2 - V	適合施設の認定及びその定期的	タイに輸出される農産物
	な確認(残留物質等検査を伴うも	
	のを除く。)を行うもの(主務省	
	令第22条第1項第1号第口)	
2 - S	適合施設の認定及びその定期的	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクラ
	な確認(残留物質等検査を伴うも	イナ、欧州連合の構成国、オーストラリ
	のを除く。)を行うもの(主務省	ア、ナイジェリア、ブラジル又はロシア
	令第22条第1項第1号第口)	に輸出される水産物
3 – A	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カ
	質等検査に関するものに限る。)	ナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、
	を行うもの(主務省令第 22 条第	オーストラリア、ニュージーランドに輸
	1項第1号第ハ)	出される畜産物
3 - S	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国に輸出される水産物
	質等検査に関するものに限る。)	
	を行うもの(主務省令第 22 条第	
	1項第1号第ハ)	

農林水産大臣 殿

申請者名住 所代表者氏名

登録認定機関 登録の更新申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「法」という。)第21条第2項の規定に基づき、登録認定機関の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定等を行おうとする区分
- 2 認定等を行うことを予定している輸出先国
- 2 法第21条第2項において準用する法第19条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 3 認定等を行う事業所の所在地

事業所名	所 在 地

- 備考 1 「1 認定等を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、
 - 「2 認定等を行うことを予定している輸出先国」には、別添の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち実際に認定等を行うことを予定している適合施設に係るものの輸出先国を記載すること。
 - 2 「登録認定機関の登録等に関する手続」第1の4に掲げる書類を添付すること。

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2 - V	適合施設の認定及びその定期的	タイに輸出される農産物
	な確認(残留物質等検査を伴うも	
	のを除く。)を行うもの(主務省	
	令第22条第1項第1号第口)	
2 - S	適合施設の認定及びその定期的	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクラ
	な確認(残留物質等検査を伴うも	イナ、欧州連合の構成国、オーストラリ
	のを除く。)を行うもの(主務省	ア、ナイジェリア、ブラジル又はロシア
	令第22条第1項第1号第口)	に輸出される水産物
3 - A	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カ
	質等検査に関するものに限る。)	ナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、
	を行うもの(主務省令第 22 条第	オーストラリア、ニュージーランドに輸
	1項第1号第ハ)	出される畜産物
3 - S	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国に輸出される水産物
	質等検査に関するものに限る。)	
	を行うもの(主務省令第 22 条第	
	1項第1号第ハ)	

別添様式3

登録年月日	登録番	登録認定機関の名	主務省令第 22 条第 1	登録認定	認定等に関す
(登録更新年	号	称及び住所	項第1号イからハまで	機関が認	る業務を行う
月日)		(法人にあっては	に規定する業務の内容	定等を行	事業所の所在
		その代表者の氏	及び施設認定農林水産	うことを	地
		名)	物等の種類	認めてい	
			(区分)	る輸出先	
				国	
○年○月○	第○号	名称:○○○	000	国	事業所名:
〇年〇月〇	第〇号	名称:○○○ 住所:○○○	000		事業所名:
	第〇号		000		

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2 - V	適合施設の認定及びその定期的な	タイに輸出される農産物
	確認(残留物質等検査を伴うもの	
	を除く。) を行うもの (主務省令第	
	22条第1項第1号第口)	
2 - S	適合施設の認定及びその定期的な	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクラ
	確認(残留物質等検査を伴うもの	イナ、欧州連合の構成国、オーストラリ
	を除く。) を行うもの (主務省令第	ア、ナイジェリア、ブラジル又はロシア
	22条第1項第1号第口)	に輸出される水産物
3 – A	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カ
	質等検査に関するものに限る。)を	ナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、
	行うもの(主務省令第22条第1項	オーストラリア、ニュージーランドに輸
	第1号第ハ)	出される畜産物
3 - S	適合施設の定期的な確認(残留物	欧州連合の構成国に輸出される水産物
	質等検査に関するものに限る。)を	
	行うもの(主務省令第22条第1項	
	第1号第八)	
<u> </u>		

農林水産大臣 殿

登録認定機関名住 所代表者氏名

登録認定機関の登録申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

農林水産大臣 殿

登録認定機関名住 所代表者氏名

登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録の更新申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

農林水産大臣 殿

登録認定機関の地位の承継届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第22条第2項の規定に基づき、地位を承継した事実を証する書面を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 被承継法人の名称及び住所
- 2 被承継法人の代表者の氏名
- 3 承継の期日
- 4 承継の理由
- 5 認定等を行う事業所の所在地

事 業 所 名	所 在 地

農林水産大臣 殿

登録認定機関の事業所の変更届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事業所の名称及び所在地
- 2 変更の予定年月日
- 3 変更の理由
- 備考 「1 変更しようとする事業所の名称及び所在地」は、変更前及び変更後を対照に して記載すること。

農林水産大臣 殿

登録認定機関名 住 所代表者氏名

登録認定機関の業務規程届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

業務規程の内容

農林水産大臣 殿

登録認定機関の業務規程変更届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

農林水産大臣 殿

登録認定機関名住 所代表者氏名

登録認定機関の業務休止〈廃止〉届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止〈廃止〉しようとする業務の範囲
- 2 休止〈廃止〉の予定年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止〈廃止〉の理由

備考 「3 休止の期間」は、業務の廃止の場合には省略するものとすること。